

低未利用土地の適切な利用・管理を促進するための特例措置

地方部を中心に全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する**低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の金額から100万円を控除**することで、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地の発生の予防を図る。

低額な不動産取引の課題

想定よりも
売却収入が低い

相対的に譲渡費用
(測量費、解体費等)
の負担が重い

様々な費用の支出があった上に、さらに
課される譲渡所得税の
負担感が大きい

土地を売らずに、低未利用土地（空き地）
として放置

売却時の負担感を軽減することで売却インセンティブを付与し、土地に新たな価値を見いだす者への譲渡を促進

本特例措置の概要

・市街化区域や用途地域設定区域内等の低未利用土地等の場合は、

土地とその上物の譲渡の対価の額の合計が**800万円以下**（※令和5年1月1日～令和7年12月31日）

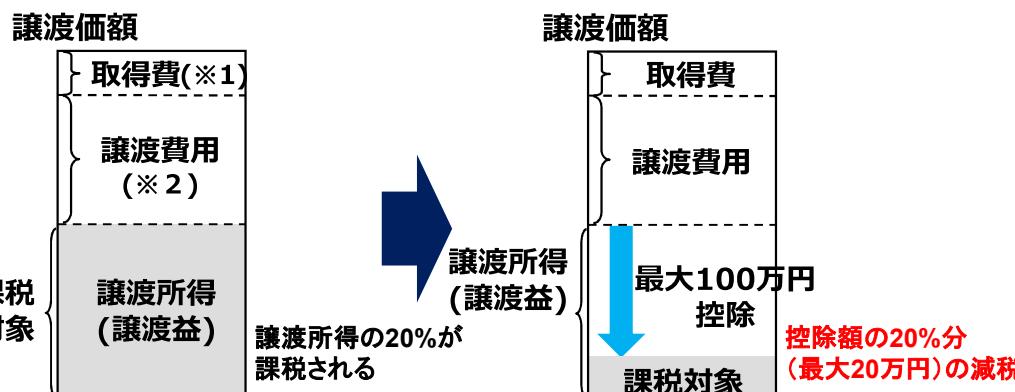
・上記以外の都市計画区域内にある低未利用土地等の場合は、

土地とその上物の譲渡の対価の額の合計が**500万円以下**（※令和2年7月1日～令和7年12月31日）

で一定の要件を満たす取引について、**長期譲渡所得から最大100万円を控除**。

- ・ 新たな利用意向を示す新所有者による土地の適切な利用・管理
- ・ 土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化
- ・ 所有者不明土地の発生予防

特例適用イメージ



利活用されていない少額の空き地等の活用イメージ



北海道北広島市（空き地）
譲渡価額約310万円



栃木県栃木市（空き店舗）
譲渡価額約240万円



（出典：北広島市提供）



（出典：栃木市提供）

- ・ 移住者等の居住、店舗、事務所、アトリエ等の利用
- ・ 隣地所有者による管理・利活用